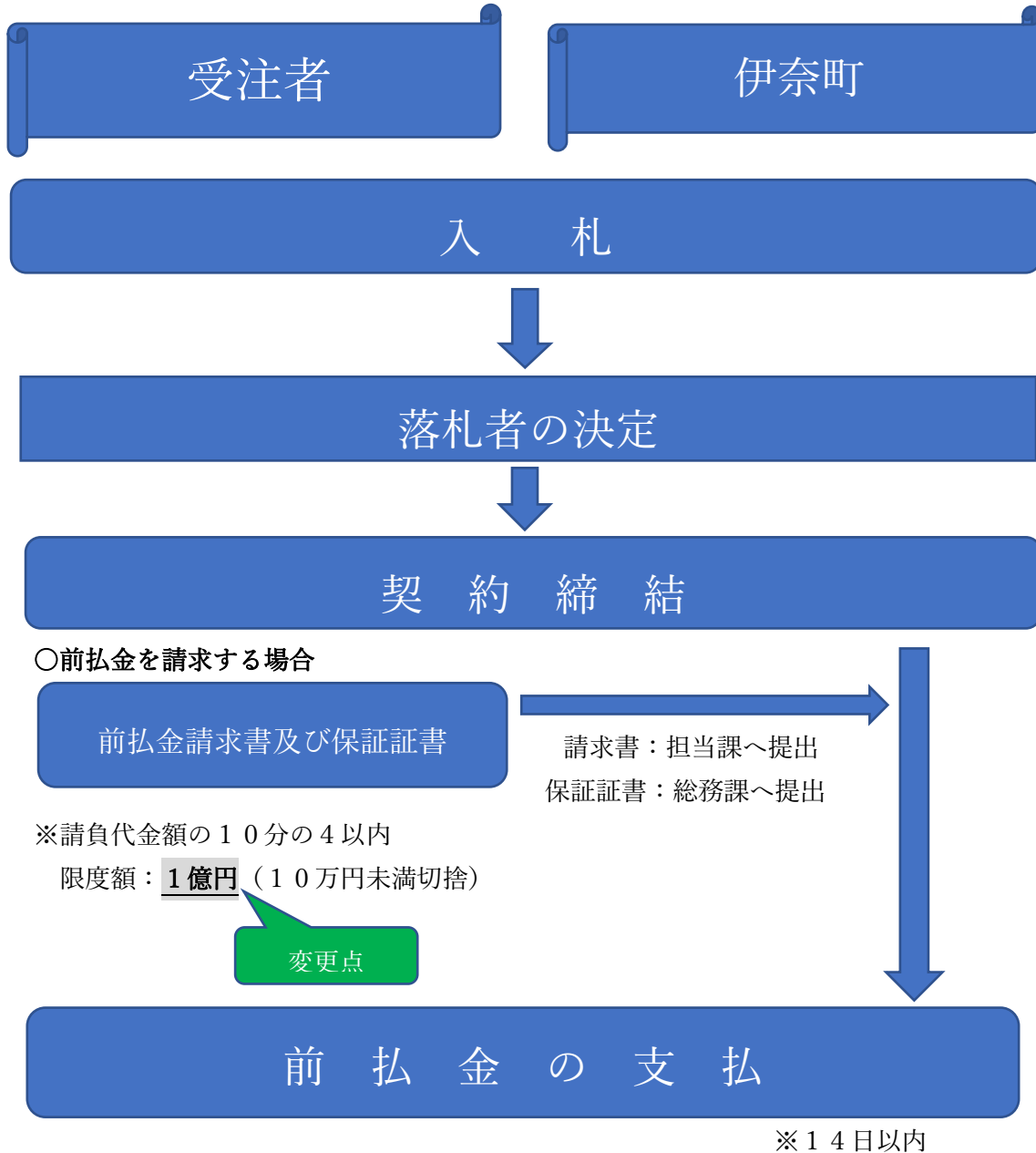


○前金払のフローチャート



○注意点：部分払が認められている工事の場合

部分払または、中間前払金の選択が可能です。その場合は契約締結前に「**中間前払と部分払の選択について**」(第2号様式)を総務課へ提出してください。

※部分払の適用については告示文で確認。

※請負代金額500万円以上、工期3か月以上の工事が対象

※町では通常の工事において、部分払の設定はありません。

《中間前金払をするには》

○条 件

- ・請負代金額が500万円以上かつ、工期が3か月以上であること。
- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するもの（出来高が50%以上）であること。
- ・当初の前払金が支払済みであること。 ※中間前金払のみの請求はできません。

